

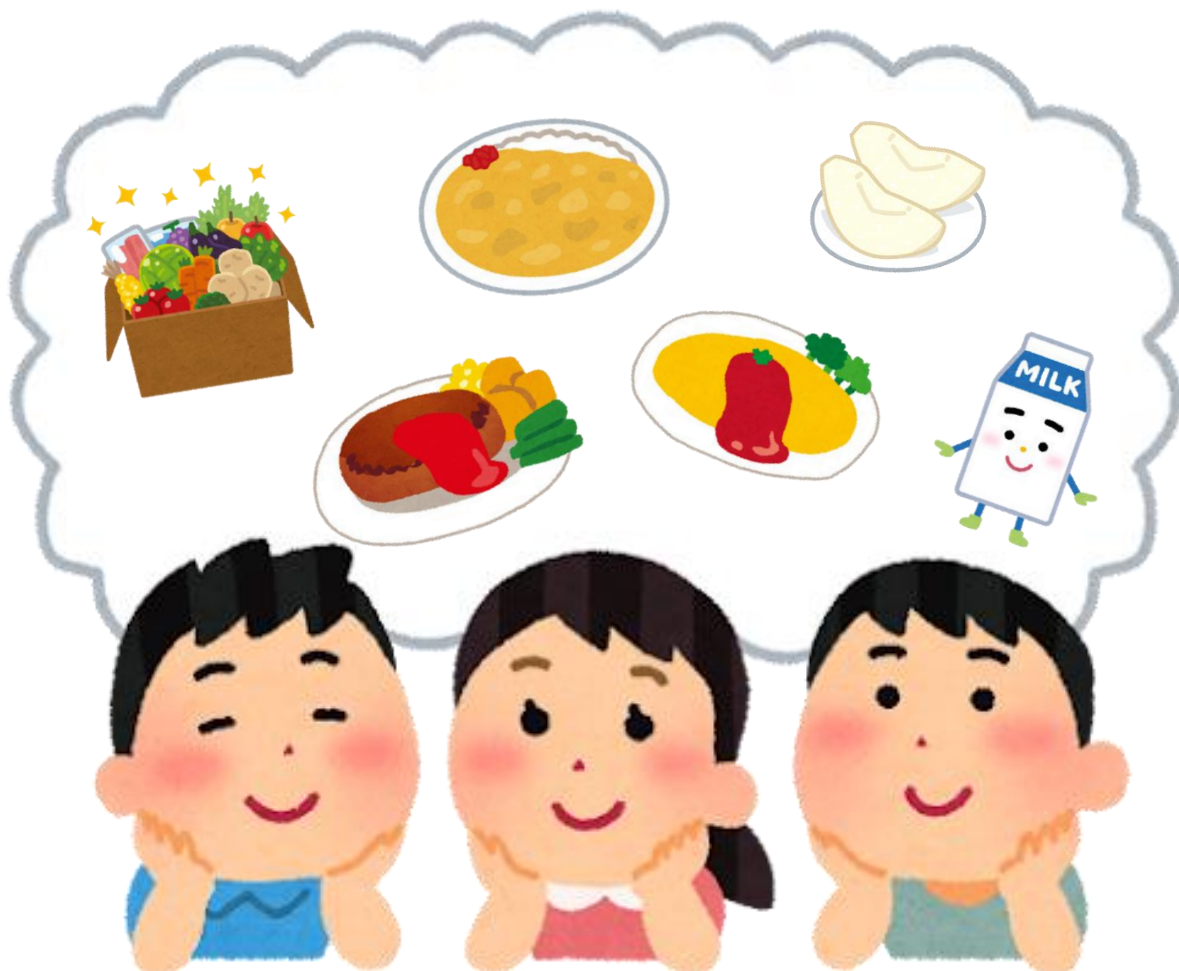


令和6年度利府町教育・保育施設等

第3子以降給食費助成事業

(小学校就学前の3年間：第3子以降の給食費助成事業)

＜ 申 請 案 内 ＞



利府町利府字新並松4（利府町役場内 1 階）
利府町保健福祉部子ども支援課保育係
TEL：022-767-2196
FAX：022-767-2102
メール：hoiku@rifu-cho.com

利府町では、少子化対策事業として、日々子育てに奮闘する家庭の負担を少しでも軽減し、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりを目指しています。

この事業は、小学校就学前の３年間、認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設通園にかかる給食費を助成するものです。下記要件に該当する方は、下記内容を確認の上申請してください。

（令和５年度本事業に該当していた方も申請が必要です。）

【 事業の概要 】

＜支援対象者の要件＞

次の各号のすべての条件を満たす児童（注意：所得制限はありません。）

- （１）本町に住民登録していること。
- （２）同一世帯で、１８歳未満（令和６年度中に１９歳に達しない）の児童を３人以上養育していること。
- （３）第３子以降の児童が**小学校就学前の３年間**にあること。
- （４）第３子以降の児童が認可保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設のいずれかに通園していること。

＜事業内容＞ 第３子以降の児童の養育状況に応じて、下記のとおりとしています。

対象児童（第３子以降の児童で３・４・５歳児）が



保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通っている場合



給食費（月額６,５００円を上限）を助成

＜給食費の定義＞

各施設において提供される給食費の主食及び副食の食材料費



補助金として交付

１０・４月（半期）の各期に前月分までを交付

（１０月：４～９月に支払った分 ４月：１０～３月に支払った分）

【 申請書類 】

- (1) 利府町教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業申請書（様式第1号）
- (2) 対象児童の入園許可証の写し又は在園証明書
（認可外保育施設または町外施設を利用している場合のみ添付が必要です。）
- (3) 第3子以降の児童であることを証明する書類（世帯全員の住民票、戸籍謄本、世帯全員の保険証の写しのうち、事実を確認できるもの）
- (4) 口座振込依頼書

＜その他申請に必要なもの＞

- (1) 18歳未満の兄・姉が町外に住んでいる場合（町外の私立小・中学校、高校等に通っており、その寮に入っている場合など）は、その住民票及び申請者との関係を確認できる書類。（税の扶養の確認、健康保険被保険者証の確認に加え、申請者からの申立書が必要になる場合があります。）
- (2) 申請者が児童の父母でない場合は、その関係を確認できる書類。（上に同じ）

【 申請方法 】

申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、**役場子ども支援課窓口へ**

「令和6年7月1日（月）から同年7月19日（金）まで」

の間に直接申請してください。

※令和6年度中に利府町内に転入し、本事業に該当した場合は、随時受付します。
（転入日分からの給食費を助成します。）

【 決定通知 】

申請受付後、審査後に支援の可否について決定し、申請者へ通知します。

【 実施方法 】

- (1) 対象児童については、補助金として10月・翌年4月の年2回、前月分までを指定の口座に振り込みます。
- (2) 申請の他、助成を受けるために必要な書類は、町から申請者に随時通知します。

【 支援期間 】

支援期間は、いずれも児童が4歳を迎える年度の4月1日から、6歳に達する年度の3月31日までの期間とし、小学校に就学する前の3年間、資格要件に該当した月から支給事由が消滅する月までとします。（支援決定は、年度単位となります。）



利府町教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業Q & A

<対象となる方：対象児童>

※ 18歳未満の児童とは・・・

令和6年度中に19歳に達しない児童をいいます。令和6年度は次のとおり

18歳未満の児童	平成18年4月2日以後に生まれた児童
----------	--------------------

※ 3人以上養育とは・・・

- (1) 18歳未満の兄・姉が、例えば全寮制の中学・高校に入学していて利府町内に居住していない場合も、児童の数に含めることができます。
- (2) 養育・保護していない児童はこの数に含みません。例えば、児童が婚姻している場合や就職して自立し生計を別に行っている場合、また、児童養護施設に入所し養育・保護されているとは認められない場合など。

※ 第3子以降の児童とは・・・

養育・保護している18歳未満の児童のうち、出生の早い順に数えて第3番目以降の児童で、利府町内に居住している児童をいいます。

※ 小学校就学前3年間とは・・・

児童が4歳を迎える年度（3歳児）の4月1日から、6歳に達する年度（5歳児）の3月31日までの期間。令和6年度は次のとおり

対象児童	平成30年4月2日から 令和3年4月1日までに生まれた児童
------	----------------------------------

<対象外の児童>

子育て家庭における経済的負担の軽減という主旨から、児童養護施設など24時間の生活の場となっている施設に入所している児童については、この事業の対象となりません。

<申請しなかった場合>

利府町教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業は、各該当する保護者からの申請に基づいて、審査後に支援決定となりますので、申請しない場合には支援は受けられません。

<給食費の未納（滞納）がある場合>

令和6年度中に未納となっている給食費がある場合、未納月分は補助金の対象外となります。



【 申請書等記入上の注意 】

① 申請者について

申請者は「支援対象者」になる方なので、18歳未満の児童を3人以上養育している方（主たる扶養者）のお名前を記入してください。

② 対象児童について

ふりがなを忘れずに記入してください。

年齢については、令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。

③ 在園証明書について

施設名・住所・名称・電話番号とも、記載漏れのないように正確に記入してください。

④ 給食費について

施設において提供される給食の主食及び副食の食材料費のみとなります。

規則などで定められている「給食費」のみの金額を記載してください。

保護者の方が通園施設に納めている金額全額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

⑤ 振込先について

申請者と同じ名義の口座を指定してください。

（申請者と口座名義人が異なる場合には、委任状の提出が必要になります。）

⑥ 対象児童の家庭の状況について

対象児童を含めて続柄、生年月日など正確に記入してください。

家庭の状況の内容と、第3子以降を確認する書類の内容を照らし合わせて確認します。

⑦ 添付書類について

添付書類を含めて申請書類となります。

原本のまま提出できないもの（健康保険証等）については、必ず写しを添付してください。

⑧ 申請内容の変更について

申請した内容に変更があった場合（給食費月額・転入出・婚姻・離婚による世帯員の増減及び利用施設の変更等）、「異動届」の提出が必要になります。助成金額等の変更が生じる場合がありますので、子ども支援課保育係までご連絡願います。

ご不明な点は、お手数ですが下記までお問い合わせください。

利府町保健福祉部子ども支援課保育係

T E L : 0 2 2 - 7 6 7 - 2 1 9 6

F A X : 0 2 2 - 7 6 7 - 2 1 0 2

メールアドレス : hoiku@rifu-cho.com